

**公益社団法人日本アメリカンフットボール協会**  
**法人カード利用規程**

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会会計規程第76条の規定に基づき、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「当法人」という。）における法人カードの利用について必要な事項を定め、法人カードの適正な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「公益社団法人日本アメリカンフットボール協会法人カード」とは、当法人とクレジットカードの利用に関する契約を締結した者（以下「カード会社」という。）が発行するクレジットカードおよびE T Cカードで、当法人が負担すべき経費の支払をすることができるクレジットカードおよびE T Cカード（以下「カード」という。）をいう。

(カードの利用)

第3条 当法人は、当法人の業務の遂行上必要な経費の支払をする場合において、クレジットカードを利用する方法によらなければ支払ができない物品・サービスの購入、役務の提供、有料道路通行料金の支払い、その他会長がカードの利用を認めた場合には、次条に規定する者にカードを利用させることができる。

2 前項のカードの利用限度額は、1月につき50万円とする。ただし、利用者から利用限度額の増額の申出があった場合において、会長が必要と認めた場合には、当該利用限度額の増額をすることができる。

(利用者の資格)

第4条 カードを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当法人の役員
- (2) 定款第61条に規定する事務局長および職員
- (3) その他会長が認めた者

(管理責任者)

第5条 本協会に、カードの適正な利用について管理させるため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、当法人会計責任者をもって充てる。

(カードの利用の申込み)

第6条 カードを利用しようとする者は、所定の様式により、管理責任者に申し込むものとする。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、この規程、カード会社が定める規約等を遵守し、カードを適正に利用するとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 利用者は、当法人がカードの利用状況等を調査する必要がある場合、この調査に全面的に協力しなければならない。

(利用報告)

第8条 利用者が法人カードを利用した場合は、カード会社からの請求明細書に物品又はサービス（役務の提供を受けた場合も含む。）の購入を受けたとき、有料道路通行料金を支払ったとき等に受領する利用控を添えて、管理責任者に法人カードの利用状況を報告しなければならない。

(カードの不正利用)

第9条 カードの利用に際し、次に該当する場合には、これを不正利用とする。

- (1) 第3条に定める利用範囲以外の利用を行った場合
- (2) 利用者が負担すべき金額を当法人が負担すべき金額として処理した場合
- (3) カードを他人に利用させた場合
- (4) この規程、カード会社が定める規約等に違反して利用した場合

(不正利用に対する措置)

第10条 管理責任者は、前条各号に掲げる不正利用があったものと思料する場合には、直ちにその内容、利用者の氏名を会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を受け、利用者の不正利用を認めた場合には、次のいずれかの措置を講ずるとともに、当該措置の内容を当該利用者に文書で通知するものとする。

- (1) 利用の取消し
- (2) 利用の停止

3 管理責任者は、前項の措置を受けた利用者のカードを、直ちに回収するものとする。

(不正利用に係る弁済)

第11条 当法人は、第9条各号に掲げる不正利用があった場合において、利用者が負担すべき金額を当法人が負担した場合には、当該利用者は自身が負担すべき金額を当法人の求めに応じて、当法人に弁済しなければならない。

(カードの紛失等)

第12条 カードの紛失(盗難に遭うことを含む。)、詐欺又は横領等により、カードが他人に利用された場合には、その利用金額の全額について、利用者はその支払の責を負うものとする。ただし、利用者が直ちに次に掲げる措置をとった場合には、カード会社が補填する範囲内において、その責を免れることができる。

- (1) カード会社への連絡及び書面による届出
- (2) 最寄りの警察機関への届出
- (3) 管理責任者への連絡

(カードの返却)

第13条 利用者は、次に掲げる場合には、カードを速やかに管理責任者に返却するものとする。

- (1) 利用者が第4条各号に該当しなくなった場合
- (2) 当法人又はカード会社からカードの返却の請求があった場合  
(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和元年11月16日理事会決議）

この規程は、令和元年11月16日から施行し、令和元年11月16日より適用する。

様式

## カード利用申込書

カード利用申込日	年 月 日
カード利用申込者	氏 名 _____
利用カード種類	クレジットカード ・ ETCカード
カード利用期間	年 月 日～ 年 月 日
カード利用理由	
会計管理者確認欄	年 月 日 当該申込みを確認しました。 氏名 _____ (印)